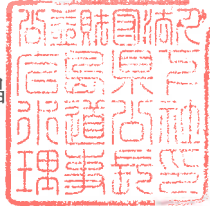


公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、公告する。

令和7年12月22日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



1 業務内容

(1) 委託業務名

太田川流域下水道東部浄化センター
脱水ケーキ処理業務その2（セメント化）

(2) 委託業務場所

広島市南区向洋沖町1番1号

(3) 委託業務概要

太田川東部浄化センターから発生する脱水ケーキを搬出し、セメント化処理するものである。
予定数量 年間8,000トン（汚水の流入量及び運転の状況によって増減がある。）
搬出量 約10トン／回当り
搬出日 発注者が搬出依頼した日（1月1日及び汚泥脱水機停止日を除く。）
搬出時間 原則として、午前6時から午後6時30分までの間で依頼した時間。

※ 仕様書の変更について

汚泥は、日々の下水処理の状況に応じて所定の量が発生し、遅滞なく搬出する必要があるため、搬出については、仕様書6（2）のとおりに、搬出日だけでなく、搬出時間についても発注者が依頼した時間に行うよう変更しており、本業務実施の必須要件となる。

(4) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

トン当たりの単価で入札に付する。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 単独企業の場合

ア	次のいずれにも該当すること。 (ア) 営業に必要な右欄の許可等を受けていること。 (イ) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	1 産業廃棄物処分業を行う区域を管轄する行政庁の産業廃棄物処分業（中間処理（焼成・焼却（汚泥）））の許可。 2 積込、積卸場所を管轄する行政庁の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可。
---	--	--

イ	他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でないこと。 (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）。 (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）。 (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社。 (エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人を言う。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者。 (オ) その他他の入札参加希望者と前記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者。	
ウ	前各号に掲げる事項のほか、次の事項を満たすこと。 (ア) 右欄の施設を有すること、また予定数量以上の年間実績を有すること。 (イ) 再委託は認めない。 ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りではない。	中間処理施設 （下水汚泥を原料の一部として使用し、セメントを製造しているもの。）

(2) 共同企業体の場合

ア	共同企業体結成に係る協定を締結していること。 このことを証するため、代表者は資格要件確認書類の提出の際に、特定共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。	共同企業体協定書
イ	処分業務を行う構成員は、次のいずれにも該当すること。 (ア) 営業に必要な右欄の許可等を受けていること。 (イ) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	産業廃棄物処分業を行う区域を管轄する行政庁の産業廃棄物処分業（中間処理（焼成・焼却（汚泥））の許可。
ウ	収集運搬業務を行う構成員は、次のいずれにも該当すること。 (ア) 営業に必要な右欄の許可等を受けていること。 (イ) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	積込、積卸場所を管轄する行政庁の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可。
エ	構成員は、他の入札参加希望者（自らを構成員とする共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ）と次のいずれの関係にある者でないこと。 (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）。 (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）。 (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社。 (エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人を言う。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者。 (オ) その他他の入札参加希望者と前記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者。	

オ	前各号に掲げる事項のほか、次の事項を満たすこと。 (ア) 右欄の施設を有すること、また予定数量以上の年間実績を有すること。 (イ) 再委託は認めない。 ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りではない。	中間処理施設 (下水汚泥を原料の一部として使用し、セメントを製造しているもの。)
---	--	---

3 入札手続等

(1) 設計図書の閲覧及び質問に関する事項

ア 閲覧期間

令和7年12月22日(月)から令和8年1月28日(水)まで(広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日(「休日」という。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後4時30分までの間、閲覧及び公社ホームページ(<https://www.kengesui-hiroshima.or.jp>)に掲載する。

イ 閲覧場所

〒734-0056 広島市南区向洋沖町1番1号

公益財団法人広島県下水道公社(太田川流域下水道東部浄化センター)総務課

電話(082)286-8200

ウ 設計図書に対する質問

令和7年12月22日(月)から令和8年1月21日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までの間、書面を持参によりイの閲覧場所に提出すること。

エ 質問に対する回答書

令和7年12月22日(月)から令和8年1月28日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までの間、イの閲覧場所において閲覧に供する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)イの場所

ウ 提出期間

令和7年12月22日(月)から令和8年1月16日(金)まで(休日は除く。)の午前9時から午後4時30分まで。

エ 提出方法

持参による。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年1月21日(水)までに通知する。なお、共同企業体としての入札参加資格の適否を確認した時は、その確認結果を代表者に通知する。

カ 入札参加資格確認申請書等

入札参加資格確認申請書等の用紙はウの期間に上記(1)イの場所で配布する。又は公社ホームページからダウンロードすること。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和8年1月29日(木) 午前10時15分

イ 場所

広島市南区向洋沖町1番1号

公益財団法人広島県下水道公社(太田川流域下水道東部浄化センター)2階会議室

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

5 その他

- (1) 前各項及び前各号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（委託業務）による。
- (2) 入札参加制限
別途発注の「太田川流域下水道東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）」の落札者は、この入札に参加できない。
- (3) 契約における特約事項
この入札による契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。

6 問い合わせ先

〒734-0056 広島市南区向洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社 総務課
電話（082）286-8200

一般競争入札公告共通事項（委託業務）

1 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件委託業務の受託者となることを禁止する内容を含まない処分であつて、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと

2 入札参加資格確認申請書等について

- (1) 入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- (2) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

3 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第21条各号の一に該当するとき
- (3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行つて落札者を決定する。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

広島県契約規則第4条第1項第1号又は5号の場合においては免除する。

6 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。